

## 第 66 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 要 旨 >

開催日時	平成 25 年 11 月 7 日(木) 午前 11:00 ~ 11:45
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	和田衛委員、高見健次郎委員、西沢耕一委員、森俊偉委員、馬場先恵子委員、宮西健吉委員、梅田利和委員、松本英好委員、竹田源太郎委員、酒井恵美子委員、綾美寿恵委員、北村澄江委員 (出席委員/12 名)
欠席委員	(欠席委員/0 名)
事務局	(事務局/7 名)

1. 開会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ今より、第 66 回小松市都市計画審議会を開催致します。 審議に入る前に、事務局を代表いたしまして都市創造部長からご挨拶を申し上げます。</li> </ul>
部長	<p>(挨拶)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日はお忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、小松市の都市計画行政にご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして重ねてお礼申し上げます。小松市では 2015 年春に、北陸新幹線金沢開業、木場潟では第 66 回全国植樹祭が開催され交流のチャンスが訪れようとしています。そういう中で、今年の 5 月にオープンしました曳山交流館「みよっさ」につきましては、10 月末に来館者数が 5 万人を超えたということでございます。また駅東の方で建設しております科学交流館であります、サイエンスヒルズこまつにつきましても 3 月のグランドオープンに向けまして電気工事等に進んでいるわけでございますけれど、建築工事はほぼ完成ということもありまして、12 月 1 日からわくわくホールとカフェレストランがオープンします。</li> <li>また植樹祭に向けましては、小松市の市民総がかりで市民力をあげて、花と緑のあふれるフローラルこまつ、おもてなしの向上に取り組んでいるところでございます。委員の皆様には、引き続き、ご支援・ご協力のほどを賜りますよう、お願い申し上げます。</li> <li>さて、今日の審議は、都市計画区域再編に関する都市計画道路全体、42 路線の名称等の変更についてでございます。詳細については、担当の方から説明させていただきますので、審議のほう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前々回 3 月 15 日開催の第 64 回及び 7 月 3 日開催の第 65 回審議の結果についてご報告します。</li> <li>3 月の第 64 回審議会について、議案第 1 号「小松能美都市計画区域</li> </ul>

<p>会長</p>	<p>の変更」は、8月2日に変更の公告がされ、小松都市計画区域、能美都市計画区域となっています。議案第2号「下水道の変更」及び議案第6号から21号までの名称変更16件についても、同じく8月2日に告示されています。</p> <p>7月3日の第65回の月津・矢田地区 地区計画の廃止についても、8月2日に告示となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の審議会は、都市計画区域再編に関する都市計画道路全路線の変更で、名称変更、能美市区間の削除、及び車線数の定めのない路線については、車線数の決定の内容となっています。一般国道8号について、これまで都市計画決定された内容と整備又は整備中の内容がことなることから、今回、名称変更等と併せて変更するものです。</li> <li>・議事録の署名人ですが、2人の方、小松市農業協同組合代表理事 組合長の西沢委員と小松市町内会連合会 会長の竹田委員にお願いしたいと思います。</li> <li>・本日の審議会に上程されました案件について、事務局から説明してください。国道8号の変更以外は、名称変更等であり、一括して説明してください。</li> </ul>
<p>2. 審議事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>議案第1号 小松都市計画 道路の変更について（石川県決定）</b></li> <li>・ <b>議案第2号 小松都市計画 道路の変更について（小松市決定）</b></li> </ul> <p>＜事務局より議案説明（概要）＞</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、区域再編に伴い、小松能美都市計画道路の一部を小松都市計画道路とし、名称の変更及び能美市部分を除く見直しを行うものです。議案第1号小松都市計画道路の変更（石川県決定）については、路線に国道または県道が含まれる21路線79.7kmとなっています。また、松任小松線及び寺井加賀線については、国道事業との整合を図るため、名称変更に合わせて変更します。松任小松線、寺井加賀線は、いわゆる国道8号であり、市町村間を連結する幹線道路として、松任小松線は昭和46年に、寺井加賀線は昭和50年に都市計画決定されています。</li> </ul> <p>変更内容は、現在、国道8号の整備が進められていることから、都市計画の幅員及び構造形式を事業計画のものまたは整備済みのものに変更するものであります。松任小松線ですが、区域再編に伴い能美市部分を除くことにより、起点を小松市高堂町二に、終点を小松市高堂町八に、延長を約600mに変更するものです。また、現計画の地表式、幅員23mから整備済断面の嵩上式、幅員50mに変更し、国道事業との整合を図るものです。また車線数についても、あわせて4車線に決定します。</p> <p>松任小松線の名称は、現計画が「小松能美都市計画道路3・3・1号 松任小松線」で、番号の最初の「3」は道路の区分を表し幹線街路のことです。次の「3」は規模を表し幅員が22m以上30m未満のことです。</p>

今回幅員が50mになることに伴い、40m以上を表す「1」に変更になります。最後の「1」は通し番号になります。以上により、小松都市計画道路3・1・1号 松任小松線に変更になります。

次に寺井加賀線は、国道8号大長野ICから箱宮ICの小松バイパスであります。小松バイパスは八幡ICから東山ICの2,200mが平成24年12月に4車線化され整備済みとなっています。その他区間は暫定2車線による供用となっており、事業中となっています。現在は、東山ICから栗津ICの5,100mの4車線化工事を行っており、平成27年度に完成の予定と聞いています。区域再編に伴い、能美市部分を除くことにより、起点を小松市一針町北に、延長を約13,880mに変更します。終点に変更はありませんが、小松市矢田野町井とし字名まで表示することに統一しております。また小松バイパスの設計や用地買収が完了したことに伴い、事業との整合を図るため、山地部の地表式、幅員28mを掘割式及び地表式、幅員28mに構造形式を変更し、明確となった法面区域を追加します。平地部についても地表式、幅員50mを嵩上式、幅員50mに構造形式を変更します。山地部について赤色の法面部分を追加し、梯川橋梁部分について、橋梁が延長され幅員が20.5mと狭くなったことにより、青色の部分を削除します。また車線数についても、あわせて4車線に決定します。

松任小松線・寺井加賀線以外の19路線については、計画線の変更はありません。国道線、高坂城南線、根上小松線、木曾街道線、小松インター八里線、高堂泉台線で能美市区間を除くことによる起点または終点位置の変更、延長の変更、名称の変更、車線数を決定していないものについては決定を行います。その他は、名称の変更と車線数を決定していないものについては決定を行います。

次に議案第2号小松都市計画道路の変更(小松市決定)についてです。路線が市道のみである21路線20.74kmとなっております。小松市決定の21路線については、計画線の変更はありません。山口大島線で能美市区間を除くことによる起点位置の変更、延長の変更、名称の変更、車線数の決定を行います。その他は、名称の変更と車線数を決定していないものについては決定を行います。

これまでの経緯については、平成25年7月に直轄国道の管理者協議、平成25年8月に国道分の国土交通省事前協議を行っております。平成25年9月に小松市決定分の石川県との事前協議を行っております。平成25年9月24日～10月8日の2週間で小松市決定分、石川県決定分について合わせて都市計画案の縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。今後の予定については、11月中旬に小松市決定分の石川県知事協議を行う予定であります。石川県決定分については11月19日に石川県都市計画審議会を行う予定であります。その後、国道分の国土交通大臣協議を経て、12月下旬に石川県決定・小松市決定両方の都市計画決定・告示を予定しております。

(意見、質問及び事務局回答)

委員

・変更の内容で、延長変更の起点位置変更や終点位置変更があった場

事務局	<p>合というのは分かるのですが、小松インター八里線は、特に起点も終点も変更されていないが延長変更されているのは何故なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間に能美市区間があり、その部分が除かれているということです。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他にご意見がないようならば、議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議はありませんか。異議がないようならば、拍手でもって承認頂きたい。</li> </ul> <p>(拍手)</p> <p>第 1 号議案につきましては、原案どおり承認することといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 続きまして、議案第 2 号都市計画道路の変更（小松市決定）について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</li> <li>・ 他にご意見がないようならば、議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議はありませんか。異議がないようならば、拍手でもって承認頂きたい。</li> </ul> <p>(拍手)</p> <p>第 2 号議案につきましては、原案どおり承認することといたします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ せっかくなので、番号の説明をもう一度簡単に説明させていただきます。松任小松線の 3・3・1 号が 3・1・1 号に変わるということで、これを例にとり説明をします。道路分類の区分の「1」「3」「7」「8」「9」「10」が都市計画道路ではあります。「1」というのは、自動車専用道路を都市計画決定した場合は頭が「1」という風になります。今回の国道 8 号の高堂部分につきましては、幹線街路ということで「3」となっています。小松市には「3」の幹線街路の他に「7」の区画街路、「8」の特殊街路の計 3 つの区分の都市計画道路があるということです。続きまして、真ん中の「3」が「1」に変わっている部分は、規模を幅員を表しています。真ん中の数字が「1」というのは、幅員 40m 以上の道路を「1」と表記します。「2」は 30m 以上 40m 未満、「3」は 22m 以上 30m 未満という風になっていまして、最後は「7」で 8m 未満の幅員の場合は真ん中が「7」という標記になります。最後の「1」「2」「3」というのは都市計画道路の番号になっており、小松市では 42 の都市計画道路がありますが、「3」番は「3」番で 1 から連番で、「7」番は「7」番で 1 から、「8」番は「8」番で 1 から番号がついています。今後このような数字を見るとことがあれば、ご理解の程をよろしくお願いします。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上で本日の会議を終わります。ご審議をいただきありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。議事進行にご協力ありがとうございました。</li> </ul>
3. 閉会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長ありがとうございました。・ これをもちまして、第 66 回小松市都市計画審議会を終わります。</li> </ul>

・審議終了後、その他の意見や質問がありました。

(質問事項)

- ・都市計画道路の整備の優先順位を都市計画審議会で諮るようなことはなかったのか。
- ・植樹祭にむけてのアクセス道路の整備の話等をこの場でしないのか。
- ・決定告示について。

(回答)

- ・都市計画審議会で整備に係る優先順位をつけるという審議はありません。
- ・木場潟周辺のアクセス道路の強化の県道については、国県に働きかけをしており、市道については、時期に合わせ整備に取り組んでいるところです。

今後の予定案件として、①「北陸新幹線の関係による、JR 小松駅周辺部の駅前広場の都市計画変更」②「市街化調整区域の規制緩和制度について」の 2 点 について、今後審議を諮って頂くものがあります。

- ・都市計画法に基づき告示が 8 月 2 日にされたということは、8 月 2 日に変わりましたということになります。

また、前回の審議会の報告事項については、次回からパワーポイントで説明したいと思います。